

## 助成申請のQ & A

Q1) 助成対象となるのはどのような治療ですか？

A1) 不妊治療のうち医療保険が適用されない全ての治療が対象となります。

例) 人工授精、体外受精、顕微授精など

Q2) 第2子以降の不妊治療は対象になりますか？

A2) 第何子の治療でも対象になります。

ただし、申請は、ひとりのお子さんをもうけるために通算5回が限度となります。

(合併前に行った申請も含まれます。)

Q3) 栃木市へ転入する前に開始した不妊治療については対象になりますか？

A3) 治療日・申請日ともに栃木市に住民登録をされていることを要件としておりますので、転入前の治療については対象になりません。転入日以降に受けた最初の治療分から対象になります。

Q4) 治療期間はどのようになりますか？

A4) 不妊治療の期間は医師の証明した期間となります。妊娠するための治療をおこない、妊娠確認に至る一連の継続した期間が終了してから申請してください。治療内容や治療金額によっては、数回の治療期間をまとめてご申請いただくこともできますので、医療機関での証明をお取り頂く前にご相談ください。